

政策評価調書(政策体系図)

所管名:内閣(組織)人事院

4年度概算要求における政策体系図 【実施計画(3年5月策定)】	政策評価 調書番号	5年度概算要求における政策体系図 【実施計画(3年5月策定)】	政策評価 調書番号
円滑な人事行政の推進	①	円滑な人事行政の推進	①
(1)人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等 [<ul style="list-style-type: none"> ・多様な有為の人材の確保の推進 ・時代の要請に応じた公務員の育成 ・勤務条件・勤務環境の整備等 ・審査請求等に対する適切な対応]	①	(1)人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等 [<ul style="list-style-type: none"> ・多様な有為の人材の確保の推進 ・時代の要請に応じた公務員の育成 ・勤務条件・勤務環境の整備等 ・審査請求等に対する適切な対応]	①
(2)職務に係る倫理の保持 [<ul style="list-style-type: none"> ・職員の倫理意識の醸成、倫理的な組織風土・環境の構築及びこれらに係る国民や民間企業等からの理解の促進 ・不祥事への厳正かつ迅速な対応]	②	(2)職務に係る倫理の保持 [<ul style="list-style-type: none"> ・職員の倫理意識の醸成、倫理的な組織風土・環境の構築及びこれらに係る国民や民間企業等からの理解の促進 ・不祥事への厳正かつ迅速な対応]	②

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等			番号	①					
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	-(※)							
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額				
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額		
政策評価の対象となっているもの	一般	人事院	人事院	人事行政の公正確保及び職員の利益保護等に必要な経費		963,880		1,066,090		
	小 計					一般会計	963,880		1,066,090	
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数			
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの										
	小 計					一般会計				
							< > の内数	< > の内数		
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数			
合 計					一般会計	963,880		1,066,090		
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数			

※ 人事院は、行政機関が行う政策の評価に関する法律の対象とはなっておらず、政策の質の向上及び政策の能率的かつ効果的な実施、国民に対する説明責任の徹底や国民的な視点に立った人事行政の運営を推進するため、人事院自ら政策評価を実施し、その結果を政策の企画・立案・実施に反映させている。なお、その際には、各年度に実施すべき主要な政策のうち、各局ごとに1～2の政策を評価の対象とする政策として選定し、政策評価の実施計画を策定している。令和3年度において政策評価の対象とした政策とその評価結果については、「令和3年度人事院政策評価結果」[<https://www.jinji.go.jp/seisakuhyoka/r3seisakuhyouka.html>]を参照。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	職務に係る倫理の保持			番号	②						
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	-(※)							
(千円)											
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般	人事院	人事院	国家公務員倫理審査会に必要な経費		18,663		18,072			
	小 計				一般会計	<	18,663	> の内数	<	18,072	> の内数
				特別会計	<		> の内数	<		> の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの											
	小 計				一般会計	<		> の内数	<		> の内数
					特別会計	<		> の内数	<		> の内数
合 計					一般会計	<	18,663	> の内数	<	18,072	> の内数
					特別会計	<		> の内数	<		> の内数

※ 人事院は、行政機関が行う政策の評価に関する法律の対象とはなっておらず、政策の質の向上及び政策の能率的かつ効果的な実施、国民に対する説明責任の徹底や国民的な視点に立った人事行政の運営を推進するため、人事院自ら政策評価を実施し、その結果を政策の企画・立案・実施に反映させている。なお、その際には、各年度に実施すべき主要な政策のうち、各局ごとに1～2の政策を評価の対象とする政策として選定し、政策評価の実施計画を策定している。令和3年度において政策評価の対象とした政策とその評価結果については、「令和3年度人事院政策評価結果」[\[https://www.iijin.go.jp/seisakuhyoka/r3seisakuhyouka.html\]](https://www.iijin.go.jp/seisakuhyoka/r3seisakuhyouka.html)を参照。